

繊維工業における特定技能外国人の受け入れに係る誓約書

申請時は、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会申込みページにあるテンプレートを使用してください。

当特定技能所属機関は、以下について事実と相違ないことを誓約する。

特定技能外国人との雇用契約について、月給制(「1ヶ月単位で算定される額」(基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計)で報酬が支給される方式)とし、同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと。

作成日

令和 年 月 日

特定技能所属機関名

企業の代表者(役職 氏名)